

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	柴田 明
登録番号又は法人番号	第 09121994 号
所属する単位会	栃木県行政書士会
事務所名称	行政書士柴田明事務所
事務所所在地	栃木県下野市石橋 516 番地 13
処分年月日	令和 4 年 1 月 30 日
処分内容（種類）	2 年間の会員の権利の停止及び廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>令和 3 年 1 月以降の会費を納めていないため、令和 4 年 3 月に綱紀委員会への出席を求めたところ、電話で行政書士を辞めるので綱紀委員会には欠席するとの連絡があった。同年 3 月末までに登録抹消書類の提出をする約束をしていたが提出は無く、滞納会費の支払いも無かつた。</p> <p>前段の経緯および 3 年以上前に事務所所在地や住所を移転しているにもかかわらず、行政書士登録変更申請書類の提出がなく行政書士法第 6 条の 4 に抵触していることを確認するため、同年 4 月 15 日に本会会則第 73 条の 2 の規定による業務の調査を実施する旨の通知をしたが、無断で欠席をした。</p> <p>同年 4 月以降も、副会長や綱紀委員が新住所地を訪問し、メモ等を郵便受けに残すなどしているが、連絡も、抹消書類の提出も、会費の納入もない状況であったことから、本会会則第 25 条第 2 項の規定に基づき、綱紀委員会による業務を継続して行う意思の確認を令和 4 年 9 月 29 日に実施する旨の通知をしたが、無断で欠席をした。</p> <p>本会会則第 25 条第 3 項の規定に基づき、9 月 29 日に開催した綱紀委員会から 3 月以内に会費の納入がないため会員として業務を継続して行う意思がないものとみなし、廃業の勧告をする。</p> <p>また、変更登録をせず、行政書士の責務および会則の遵守義務を果たしていないことから本会会則第 23 条に基づき第 24 条第 1 項第 2 号に基づく 2 年間の会員の権利の停止をする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 6 条の 4 (変更登録) 同 第 10 条 (行政書士の責務) 同 第 13 条 (会則の遵守義務) 栃木県行政書士会会則第 20 条 (会費) 同 第 58 条 (責務)